

朝来市議会一般会議の開催及び運営に関する要綱

平成 22 年 3 月 1 日
議会要綱第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、朝来市議会基本条例（平成 21 年朝来市条例第 16 号。以下「条例」という。）第 4 条第 4 項の規定に基づき、一般会議の開催及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般会議の開催)

第 2 条 一般会議は、常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会（以下「委員会」という。）での協議、決定を経て開催する。

(参加市民)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の一般会議に参加する市民（以下「参加市民」という。）は、一般会議の主題に関係する市民及び市内の団体等が推薦する者とする。
2 議長は、議会運営委員会での協議を経て、前項の参加市民を一般公募することができる。

(開催の申出)

第 4 条 一般会議の開催を決定した委員会は、開催の日時、場所、主題、参加市民の範囲及び人数について書面により議長に申し出なければならない。
2 議長は、前項の規定による申出があったときは、一般会議の開催について当該開催日前 7 日までに参加市民に通知するものとする。
3 議長は、必要があると認めるときは、議会運営委員会に諮り、第 1 項の申出の内容について調整することができる。

(市民による一般会議の開催の申出)

第 5 条 議長は、市民から一般会議の開催を希望する申出があったときは、議会運営委員会に諮り、所管の委員会に協議を求めるものとする。この場合においては、前条の規定を準用する。

(一般会議の運営)

第 6 条 一般会議は公開とし、第 4 条第 1 項の申出をした委員会の委員長が運営する。
2 一般会議の運営については、朝来市議会会議規則（平成 17 年朝来市議会規則第 1 号。第 9 条において「会議規則」という。）及び朝来市議会委員会条例（平成 17 年朝来市条例第 239 号）の相当規定に準ずるものとする。
3 一般会議は、原則として、議会委員会室において、午前 9 時から正午までの間又は午後 1 時から午後 5 時までの間に開催するものとする。
4 一般会議の運営に当たっては、条例第 4 条第 1 項の趣旨に基づき、結論又は決定を求めるものとし、結論又は決定を求めないことに留意するものとする。
5 一般会議における発言については、報告書及び会議録の作成のため、議会事務局職員が録音するものとする。

(報告書の提出)

第 7 条 前条第 1 項の委員長は、一般会議の終了後速やかに議長へ報告書を提出しなけ

ればならない。

- 2 前項の報告書には、開催の日時、場所、主題、出席した委員、参加市民の範囲及び人数、主な発言要旨等を記載するものとする。

(謝礼)

- 第8条 参加市民には、朝来市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第65号）別表に掲げる日当の額の半額を謝礼として支払うことができる。

(報告書及び会議録の保存)

- 第9条 議長は、会議規則第82条の規定に準じ、報告書及び会議録を保存しなければならない。

(補則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、条例第4条第2項の市長等との一般会議の開催及び運営等に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成27年議会要綱第2号）

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。